

千葉県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年10月26日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社古山薬局	千葉県中央区都町 4-18-5	フルヤマ薬局 西千葉店	千葉県中央区春日 2-21-8	令和5年10月1日 (居宅療養管理指導 / 介護予防居 宅療養管理指導)
有限会社 都賀新盛堂薬局	千葉県若葉区都賀 3-22-8	都賀新盛堂薬局	千葉県若葉区都賀 3-22-8	令和5年9月1日 (居宅療養管理指導 / 介護予防居 宅療養管理指導)